

第51回佐賀県環境審議会概要

日 時：令和5年8月2日（水）10：00～11：20

場 所：グランデはがくれハーモニーホールA

出席者：（委員）角縁会長、伊藤委員、伊東委員、江口委員、樫澤委員、木上委員、
木下委員、小島委員、小原委員、瀬戸口委員、多々良委員、田中治委員、
田中知恵委員、寺尾委員（代理出席 武雄河川事務所吉田副所長）、
鳥飼委員、野田委員、橋本委員、林委員、原口委員、
平野委員、藤村委員、山口委員、山村委員
（事務局）環境課：宮地課長、瀧上副課長、成富副課長、松井係長、芦村主任主査、
森技師

○議題（1）「第4期佐賀県環境基本計画」の一部改定について

・事務局（環境課）から資料-1及び資料-2により説明を行った。

<質疑等>

委 員：資料-1のp29に記載されている再生可能エネルギー等の推進における課題として、保安林や地すべり防止区域等における再生可能エネルギー施設の設置を避けるなど配慮が必要であるとのことだが、この課題に対して具体的にどのような対策をするか記載がないので説明をお願いします。

事 務 局：資料-1のp30に地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定支援という項目があり、これは令和3年度に温対法の改正に伴い、新しく設けられた制度である。この制度は、市町が指定したエリアにおいて、事業者による再生可能エネルギーの導入を促進する目的で、市町が促進区域を設定するが、場所によっては再生可能エネルギーの導入を避ける必要がある区域も存在する。都道府県の役割としては、市町が促進区域を設定する際に参考となる都道府県基準を定めることができるため、今後基準の作成に向けて作業を進めていく。

委 員：資料-2のp6で、2013年度で森林吸収量の数字が記載されていないが、なぜか。また、2019年度では森林吸収量が48.5万トンと記載されており、2013年度の森林吸収量の数字が記載されていないが、2013年度比マイナス6%と記載されているので、この点の説明をお願いします。

事 務 局：2013年度については森林吸収量を考慮せず、県内の温室効果ガス排出量のみを記載しており、国も同様の扱いである。一方で、目標年度である2030年度は森林による吸収量も考慮して目標を設定するようになっており、森林吸収量の49万トンに記載している。また、参考までに2019年度森林吸収量の数字である48.5万トンも記載している。一方で、マイナス6%の数字に関しては、2019年度の森林吸収量48.5万トンの、2013年度の排出量である765.8万トンに対する割合である。

委 員：2030年度の森林吸収量の目標が2019年度より少し増加しているが、現在の社会的な状況を見ると、今後再生可能エネルギーが次々に設置され、山の斜面や田畑に太陽光パネルを設置するなど、CO₂を吸収する植物を逆に減らすことになると考えられる。また、サガンスギの植え替えを進めていくとのことだが、スギの成長を待つ

となると 20 年から 30 年かかり、再生可能エネルギーの導入のために森林を伐採することで、森林吸収量の減少が見込まれると考えられるがどうか。

事務局：資料-1 の p30 で地域脱炭素化促進事業の県基準は、様々な再エネ種に対して県基準を設けることができ、例えば土砂崩れ防止区域など再エネ導入を進めるべきではないエリアなどを県基準として設定することも検討している。また、サガンスギは現在研究段階で、1 年間でどのくらい CO₂ を吸収するかはわかっていないため、今回の 2030 年度の森林吸収量の数字にはサガンスギによる影響については含めておらず、現状の森林の 1 年間の成長量から 2030 年の森林吸収量を推定している。今後サガンスギの研究が進み、1 年間で CO₂ を吸収する量が分かれば、今後の環境基本計画の改定の際に反映することを検討している。

委員：資料-2 の p15 で佐賀大学と共同の再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム CIREn (セイレン) で、今後も研究開発や事業モデル創出を進めるとのことだが、令和元年の立ち上げから、現在までにどのような効果や結果が出ているか。

事務局：担当課がないので詳しい話はできないが、参考までに昨年度は洋上風力や太陽光発電、海洋温度差発電などのセイレンの研究分科会などが開催されている。

委員：今年の夏の気温を考えると、温室効果ガス排出量は一刻の猶予もないと感じており、今回の県の目標の引き上げは、国の目標の引き上げによるものであるが、国際的には、日本政府はさらに高い削減目標を引き上げるよう求められている。佐賀県は日本政府の目標を後追いするのではなく、例えばネットゼロ（二酸化炭素の排出量と吸収量を合わせてゼロにすること。）など更に高い削減目標として掲げてもよいと思うがどうか。

事務局：第 4 期佐賀県環境基本計画については、令和 3 年から令和 8 年までを対象としており、今回は一部改定として大きく軸を変えているわけではないが、温室効果ガス排出量は一刻の猶予もないことを認識しながら、今後必要があれば国の動向等も見ながら適宜見直しを行っていく。

委員：資料-2 の p7 で削減に向けた取組として新たな追加策として、民生部門に新築建物の脱炭素化とあるが、資料-1 の p89 では住環境の項目で、複層ガラスの普及率が低いことから、新築だけではなく既存住宅のリフォームなどの脱炭素や省エネにも力を入れるべきと考えるがどうか。

事務局：住宅の省エネルギー化に対する取組を資料-1 の p19 に記載しているが、基本的には県としてできることは普及啓発活動であると考えている。県としては、市町や産業団体など約 70 団体で構成されている「ストップ温暖化」県民運動会議を設け、広報活動をしているところである。国もデコカツなどの国民運動に力を入れているので、県としても連携をしていく。

委員：太陽光発電に関しては売電価格が落ちており、蓄電池の普及や補助金など検討していく必要があると考えている。また、p 33 のアスベストに関しては大型物件に関しては、規制や普及啓発が進んでいるが、小規模な建物やこれから建て替えることになるオイルショック前後で建てられた建物にアスベストが使われたものが多く、

建築関係者の周知啓発も大事だが、近隣住民に建物を解体する業者からお伝えなどを考えてみてはどうか。

事務局：蓄電池については、太陽光の売電価格が落ちてきていることから、これからは自家消費にシフトしていくことが見込まれることから、蓄電池も選択肢の一つとして考えられる。蓄電池の導入支援に関しては、財政面のハードルが高く、現時点では取り組めていない。現在できることとして、蓄電池に関しては、国の制度などの紹介を行っているが、県として何かできるものがないか、引続き検討をしていく。また、解体時のアスベスト対策に関しては、解体業者向けの研修や公共事業発注者向けの研修も実施しており、かなり認識が広がっている。通常解体工事をする前に、解体現場近隣に挨拶されているが、住民の方にはアスベストの検査や飛散防止対策がきちんと実施されているか不安に思われる方もいる。法律で、アスベストの検査を事前に行い、その結果や作業内容を工事中の掲示板に表示するようになっている。それだけでなく、事前に大きい工事であれば周辺住民の方に、回覧板等でお知らせすることを国のマニュアル（ガイドライン）で示されている。今後も解体業者向けの研修会や保健福祉事務所の届出受付、現場立入りの際に、解体業者にアスベスト対策に関して近隣住民に周知することを普及していきたい。

委員：資料-1のp30、31で地中熱設備の導入件数というものがあり、農業や家庭用暖房などとして活用されるものであると考えているが、環境審議会の温泉部会では、温泉地は厳しく温泉掘削を制限しており、温泉地ではなくても、新たに掘削する場合は他の温泉源が500m程度にあれば、掘削しないなどの制限をかけている。環境保全のために再生可能エネルギー導入することは良いことだが、一方で温泉地については、嬉野温泉などで一般企業からも地中熱発電をしたいとの提案がされている。温泉審議会では新たに温泉掘削をする際に制限をかけているため、県内の温泉源で地中熱を導入する際も、きちんと規制するようにはしていただきたい。

事務局：地中熱について所管している産業グリーン化推進グループから聞いている内容としては、温泉地に限って地中熱を導入するのではなく、県全体のエリアを対象としており、どのくらいのポテンシャルがあるか調査をしている。地中熱の利用を考えているのは、温泉地に限らず県内でポテンシャルがあるところであり、具体的には浜玉みかんハウスやサンライズパークなどでも地中熱設備などがある。いただいた意見に関しては、再生可能エネルギーを所管する部署と共有する。

委員：地中熱の導入件数の目標では、R4の現状で16件R6の35件となっているので、既にかなり工事が進んでいるということか。

事務局：詳細を把握していないので担当課に確認し回答する。

委員：資料-1のp26の指標の表の基準年（H30）や現況（R2）が資料-1のp18の表の基準年（H25）と現況（R1）と異なるのはなぜか。

事務局：p26で示している指標は、第4期佐賀県環境基本計画自体が令和3年に計画を策定しており、排出量の公表に3年程度のタイムラグがあるので、この計画を策定した時の最新の数字がH30であり、これを使用している。記載の仕方に関しては検討をさせていただく。

委員：資料-1のp18で、運輸部門に関しては約602kgの二酸化炭素の削減が必要であるとのことだが、この数値目標の根拠について確認したい。

事務局：602 kgの数字の算定に関しては、2019年度の運輸部門の目標である1498千トンCO₂から、2030年の目標である1090千トンCO₂を引いた数字の差が約400千トンであり、この数字を佐賀県の自動車保有台数である約60万台で割って計算している。

委員：1990年の排出量の状況が知りたい。京都議定書では1990年に対してマイナス6%とすることとなっており、県民の方に排出量が増えていることを知ってもらうためにも、1990年比の削減量を示した方がよい。

事務局：1990年の排出量については、HPの佐賀県の温室効果ガス排出量にて公表しているが、今回の第4期環境基本計画では記載していないので、1990年の削減目標状況を記載するように修正する。

委員：佐賀県環境基本計画は、県民がカーボンニュートラルに向けた行動の基本となるものであることから、例えばp18に自動車1台当たり約602kgの二酸化炭素の削減が必要であると記載されているが、具体的に電気自動車に変えた場合や歩くライフスタイルなどを実施することで、県民の方にどのくらい二酸化炭素を削減できるかなどが分かるような数字を出した方がよいのではないかと。

事務局：運輸部門の温室効果ガス排出量に関しては、佐賀県は歩くライフスタイルに力を入れている。これは、温室効果ガス削減の効果のみならず、健康面や歩くことで公共交通機関の維持などを果たす横断的な効果が期待される取組である。県民の方々に分かりやすい目安を示すことで取組を促進することは大事なことであり、その方向で進めたい。現在、サガテレビと連携し、かちかちプレスで普及啓発のコーナーを設けて、毎月1回7～8分のコーナーで脱炭素に関する取組を紹介している。そうした広報の際には、取組の実施による二酸化炭素の削減の量を紹介するようにしたい。また、9月30日には、サッカーのサガン鳥栖と協力し、ホームゲームで環境について大々的に普及啓発する予定であり、こちらでも効果が分かるような発信を工夫したい。